

千早赤阪村過疎地域持続的発展計画（後期計画）

（案）

（令和 8 年度～令和 12 年度）

令和 8 年 4 月 日策定

大阪府千早赤阪村

目 次

第1章 基本的な事項

1 千早赤阪村の概況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・	2
3 村行財政の状況・・・・・・・・	6
4 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・	9
5 地域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・	16
6 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・	17
7 計画期間・・・・・・・・	17
8 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	17

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と課題・・・・・・・・	18
(2) その対策・・・・・・・・	18
(3) 事業計画・・・・・・・・	20
(4) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	20

第3章 産業の振興

(1) 現状と課題・・・・・・・・	21
(2) その対策・・・・・・・・	22
(3) 事業計画・・・・・・・・	24
(4) 産業振興促進事項・・・・・・・・	25
(5) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	25

第4章 地域における情報化

(1) 現状と課題・・・・・・・・	26
(2) その対策・・・・・・・・	26
(3) 事業計画・・・・・・・・	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	27

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と課題・・・・・・・・	28
(2) その対策・・・・・・・・	29
(3) 事業計画・・・・・・・・	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	30

第6章 生活環境の整備

(1)	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	31
(2)	その対策・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(3)	事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(4)	公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	34

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1)	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(2)	その対策・・・・・・・・・・・・・・・・	36
(3)	事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(4)	公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	39

第8章 医療の確保

(1)	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(2)	その対策・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(3)	事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	41
(4)	公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	41

第9章 教育の振興

(1)	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(2)	その対策・・・・・・・・・・・・・・・・	43
(3)	事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	45
(4)	公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	45

第10章 集落の整備

(1)	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	46
(2)	その対策・・・・・・・・・・・・・・・・	46
(3)	事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	47
(4)	公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	47

第11章 地域文化の振興等

(1)	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(2)	その対策・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(3)	事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	49
(4)	公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	49

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

（1） 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	50
（2） その対策・・・・・・・・・・・・・・・・	50
（3） 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	50
（4） 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	50

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（1） 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	51
（2） その対策・・・・・・・・・・・・・・・・	51
（3） 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・	52
（4） 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・	52

（3） 事業計画「過疎地域持続的発展特別事業」の効果・・・・・・・・	53
------------------------------------	----

第1章 基本的な事項

1 千早赤阪村の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本村は、大阪府南東部、南河内地域の位置を占め、金剛山を隔てて奈良県御所市、同県五條市と接しており、総面積は 37.30 km²で大阪市内中心部まで直線距離で 20～25km に位置している。この総面積の 82.4%を山林・原野が占めており、市街地が 5.1%と少なく、山間部に囲まれた状況にある。

また、南北朝時代に活躍した楠木正成の本拠地として歴史的に有名である。明治 22 年、千早村、赤阪村となり、その後昭和 31 年両村が合併し、千早赤阪村が誕生し現在に至っている。

気候は、金剛山等による山地気候を示し、高度が高い地区では、夏は涼しく、冬の寒さが厳しい。1991 年～2020 年の平均では、年間平均気温は 12.0 度程度と府平均の 17.1 度に比べ低く、年間降水量は 1,700mm で府平均の 1,338mm に比べて多い状況にある。

水系は、主に石川水系、佐備川水系の 2 水系があり、地域内の道路網は、村の中心部を国道 309 号及び府道富田林五条線が通り、その他主要地方道が府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、一般府道が森屋狭山、東阪三日市、河内長野千早城跡、中津原寺元の 4 線が供用されている。

また、国道 309 号河南赤阪バイパスが供用開始され、大阪市内及び奈良県側への広域ネットワークが形成されている。

イ 過疎の状況

本村は、大都市圏の拡大の影響を受けて、昭和 40 年代には住宅地の開発があり、人口が急増し、昭和 60 年の 7,697 人（国勢調査）でピークを迎えた。その後、少子化と若者の都市部への人口流出により、年々、人口が減少し、平成 27 年の 5,378 人と比較すると令和 2 年には 4,909 人と 469 人（8.72%の減少率）の人口減少となっている。

さらに、65 歳以上の高齢化率は 45.5%と府内の他の市町と比較しても著しく高く、少子高齢化の歯止めがきかない状況に陥っており、人口問題は本村の重要課題の一つである。

このような状況の中、本村は平成 26 年 4 月、過疎地域自立促進特別措置法により大阪府内ではじめて過疎地域をその区域とする市町村として公示されたことを受け、村道・橋梁整備事業、公共施設の老朽化対策等の社会資本の整備、農の活性化プロジェクト、間伐材搬出補助等の産業振興施策等様々な対策を講じてきた。さらには、移住・定住促進施策として、空き家改修補助、住宅取得補助等

人口増加に向けた取組も進めてきたところである。

このような対策を講じてきたものの、若年層の転出等人口減少、高齢化の流れに大きな変化が見られない状況である。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会的経済的発展の方向

本村の産業分類別就業者数は、総人口と比べても大幅な減少傾向で推移している。また、就業者数の割合で第3次産業の割合が高く、第1次産業と第2次産業の割合は減少している。

業種別事業所数と構成割合は、大阪府全体の構成割合と比較して、建設業、製造業の割合が高くなっている一方で、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の割合が低くなっている。

本村は大都市近郊という立地特性を活かした近郊農業と、金剛山を中心とする観光業によって発展してきた。

本村では、新たな経済的発展をめざし、企業誘致を進めている。具体的には、広域基幹道路である国道309号河南赤阪バイパスをはじめ村内主要幹線道路沿道の適地において土地利用のあり方の検討と併せ、積極的な企業誘致や雇用支援に取り組む。

2 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移

本村の人口は、令和2年では4,909人（国勢調査）となっており、人口推移は昭和60年をピークに減少が続いている。

各年齢階層別の動向では、0歳～14歳の年少人口は、平成27年に476人であったものが、令和2年には417人に、15歳～64歳の生産年齢人口も平成27年が2,691人であったものが、令和2年は2,258人と減少している。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では今後も、人口減少や少子高齢化の傾向は続くものと予測されているが、人口減少対策は結果が現れるまで長期的な取組が必要になるため、持続可能な施策を実施し、働く場の創出、雇用機会の拡充や住民福祉の向上により、安心して安全に暮らせるむらづくりを進め、人口流出を防ぎ、定住促進や人材確保及び育成にもつなげていく必要がある。

表 1－1（1） 人口の推移（国勢調査）

	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,288	人 7,617	% 4.5	人 6,538	% ▲14.2	人 5,378	% ▲17.8	人 4,909	% ▲8.7
0 歳～14 歳	人 1,846	人 1,389	% ▲24.8	人 690	% ▲50.3	人 476	% ▲31.0	人 417	% ▲12.4
15 歳～64 歳	人 4,660	人 5,193	% 11.4	人 4,262	% ▲17.9	人 2,691	% ▲36.9	人 2,258	% ▲16.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	人 1,313	人 1,550	% 0	人 1,044	% ▲32.7	人 554	% ▲46.9	人 476	% ▲14.1
65 歳以上 (b)	人 782	人 1,035	% 32.4	人 1,586	% 53.2	人 2,211	% 39.4	人 2,232	% 0.94
(a)/総数 若年者比率	% 18.0	% 20.3	—	% 16.0	—	% 10.3	—	% 9.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 10.7	% 13.6	—	% 24.3	—	% 41.4	—	% 45.4	—

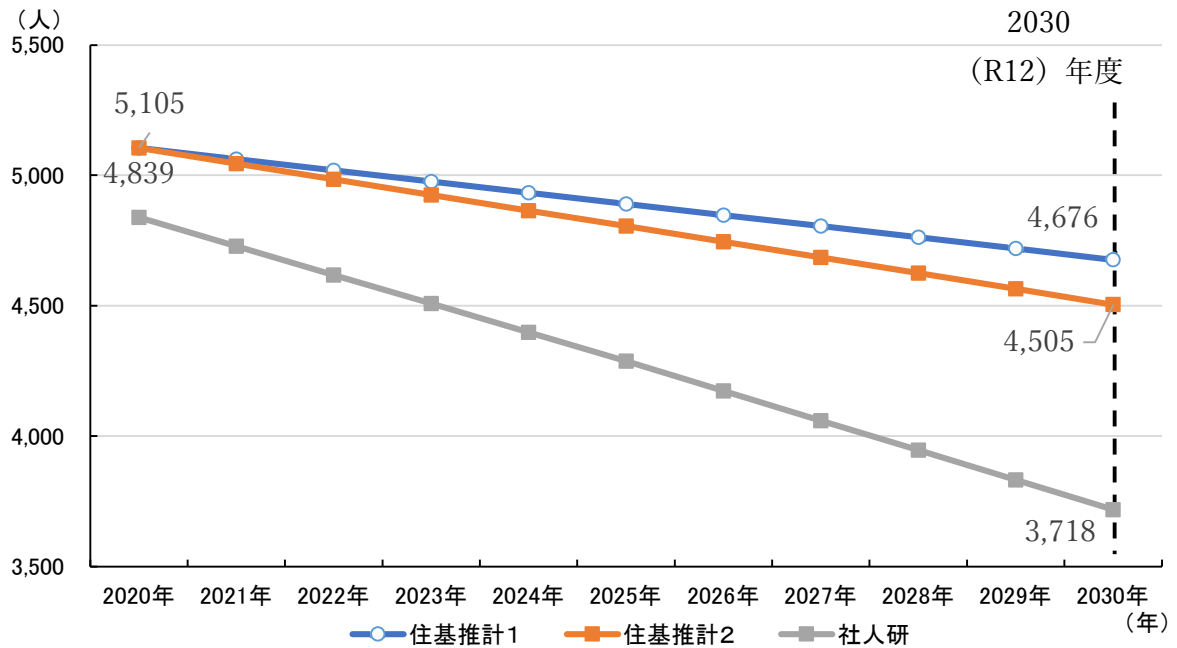
※総数については、年齢不詳者を除く。

表 1－1（2） 男女別人口の推移（国勢調査）

	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 7,288	人 7,617	% 4.5	人 6,538	% ▲14.2	人 5,378	% ▲17.7	人 4,909	% ▲8.7
男	人 3,513	人 3,651	% 3.9	人 3,080	% ▲15.6	人 2,558	% ▲17.0	人 2,319	% ▲9.3
女	人 3,775	人 3,966	% 5.1	人 3,458	% ▲12.8	人 2,820	% ▲18.5	人 2,590	% ▲8.2

表 1－1（3） 総人口の長期見通し

（国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計及び人口目標推計）



注 1）住基推計 1 は、令和 2 年 9 月 30 日時点の住民基本台帳人口を基準とし、過疎地域要件（中期）である人口減少率（▲21%）で推移すると想定した 25 年後（2045 年）の住民基本台帳人口

注 2）住基推計 2 は、令和 2 年 9 月 30 日時点の住民基本台帳人口を基準とし、平成 2 年から平成 27 年の人口減少率（▲29.4%）で推移すると想定した 25 年後（2045 年）の住民基本台帳人口

注 3）社人研は、国立社会保障・人口問題研究所がまとめた 5 年ごとの日本の地域別将来推計人口

② 産業の推移と動向

本村においては、昭和 45 年頃までは水稻を中心にミカン等の果樹栽培も盛んであり、農業が基幹産業であった。その後、経済成長や産業構造の変化に見られる社会情勢の変化等に伴い、第 1 次産業の就業者は昭和 35 年をピークに平成 27 年と比較すると、約 7 分の 1 以下まで減少した。特にミカン農家は、激減し、放任園が増加している。第 2 次産業の就業者は平成 7 年がピークとなり、それ以降は減少してきている。

そのような中で、第 3 次産業の就業者は昭和 50 年代から急速に増加した。これは、昭和 45 年後半から大規模な住宅地である小吹台団地の入居が始まったことによるサラリーマン世帯が増加したこと等が考えられるが、平成 7 年以降は人口の減少に伴い減少している。

表 1－1（４）産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,108	人 3,431	% 10.4	人 3,001	% ▲12.5	人 2,226	% ▲25.8	人 2,133	% ▲4.2
第 1 次産業 就業人口	人 519	人 326	% ▲37.2	人 230	% ▲29.4	人 152	% ▲34.0	人 165	% 8.6
比 率	% 16.7	% 9.5		% 7.7		% 6.8		% 7.7	
第 2 次産業 就業人口	人 1,243	人 1,153	% 7.2	人 828	% 28.2	人 580	% ▲30.0	人 535	% ▲7.6
比 率	% 40.0	% 33.6		% 27.6		% 26.1		% 25.1	
第 3 次産業 就業人口	人 1,346	人 1,952	% 45.0	人 1,943	% ▲0.5	人 1,494	% ▲23.1	人 1,433	% ▲4.1
比 率	% 43.3	% 56.9		% 64.7		% 67.1		% 67.2	

※総数については、分類不能の産業を除く。

3 村行財政の状況

① 行政の状況

本村は、昭和 31 年 9 月 30 日、町村合併促進法により、旧千早村、旧赤阪村が合併し、現在に至っている。

本村の行政連絡体制としては、13 地区会を組織し、それぞれに区長・自治会長を委嘱している。行政機構としては、「定員適正化計画」、「むらづくり経営計画（後期計画）」に基づき、少人数の職員で行う行政サービスに支障をきたすことのないよう、少数精鋭による組織体制をめざしている。令和 7 年 4 月 1 日現在の職員総数は 84 人で、3 部、12 課、1 局で行政を運営している。

広域(行政)連携については、村民の日常社会生活圏の拡大や行政事務の効率化に対応するため、一部事務組合として昭和 38 年にし尿処理を目的に富美山環境事業組合を設立し、昭和 42 年にごみ処理を目的として、南河内清掃施設組合を設立、平成 22 年にはし尿処理及びごみ処理の経営統合を図るため、南河内環境事業組合を設立した。

また、平成 24 年に移譲事務の事務処理や既存事務の広域化を目的として、周辺 6 市町村で南河内広域事務室を設置する等事務の共同処理を行うとともに、平成 29 年からは水道事業を大阪広域水道企業団へ経営統合し、令和 6 年には周辺 5 市 2 町と大阪南消防組合を設立し消防の広域化を開始し、村民サービスの向上、事務の効率化を図ってきた。

本村においては、平成 14 年、平成 20 年の 2 度、合併協議に臨んだが、いずれも合併には至らなかった。そのような状況下で多様化する住民ニーズへの対応や住民サービスを向上するには、引き続き南河内地域の構成市町村の一員として、共同処理体制の強化を進め、効率的・効果的な広域(行政)連携を展開する。

② 財政の状況

令和 6 年度における普通会計決算の状況については、一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、2,360,907 千円である。

一方、基金積立金の現在高は、2,504,502 千円、このうち財政調整基金の残高は、1,354,768 千円で、基金積立金残高の標準財政規模に対する割合は、106.1%となっている。

財政に関する主要指標のひとつ、財政力指数は 0.243 で減少傾向が続いており、財政基盤は脆弱な状態である。

歳入については、地方税、地方交付税、地方債の占める割合が高く、これらで歳入全体の約 7 割弱を占めている。特に地方交付税が 49.4%で地方交付税への依存度が高い厳しい財政状況となっている。地方税は、445,701 千円で全体の 11.4%となっている。

性質別の歳出については、人件費、扶助費、公債費の義務的経費で 46.1%を占

めており、これに物件費、維持補修費、補助費等経費を加えた経常的経費は、82.2%であり、投資的経費は、3.1%となっている。

今後の財政運営にあたっては、村税収入が減少傾向にある上、少子高齢化の進展による社会保障負担の増加等、義務的経費の増大に加え、老朽化した公共施設の改修等投資的経費についても今後大きな財政負担となり厳しい財政運営が見込まれる。

このような中で、「千早赤阪村総合計画」に基づき、本村の将来を中・長期的な取組を着実に実施するために、安定した財政基盤の確立、効率的な財政運営に取り組むものとする。

③ 主要公共施設等の状況

本村の公共施設の整備状況を、府の平均や近隣市町の整備状況と比較した場合、道路については、舗装率は高いが、道路改良率は府内でも低い状況にあり、計画的な整備が必要である。また、国道 309 号河南赤阪バイパス等の幹線道路網の整備と併せ、円滑な移動手段の確保及び地域産業の持続的発展を促進するため、新たな道路整備が必要である。

義務教育施設については、小・中学校全校において耐震化が完了し、令和 2 年 3 月には「学校施設長寿命化計画」を策定して、基本的な方針を定めた。その他公共施設についても防災避難施設として重要な機能を有していることから、耐震化が必要である。

上水道については、安定的な水道水の供給のために平成 29 年に大阪広域水道企業団に統合を図った。下水道については、人口減少等による費用対効果を勘案すれば、今後の水洗化についてはその事業手法を見直す必要がある。

表 1－2 (1) 財政の状況

（単位：千円、％）

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	3,160,269	3,165,397	3,776,910
經常一般財源	1,733,274	1,905,724	1,970,443
国庫支出金	444,863	175,813	1,021,946
府支出金	182,349	212,254	214,245
地方債	346,984	427,908	238,879
うち過疎対策事業債	—	309,000	82,900
その他	452,799	443,698	331,397
歳出総額 B	3,007,892	3,029,915	3,743,509
義務的経費	1,314,344	1,263,235	1,471,693
投資的経費	435,006	306,676	245,279
うち普通建設事業	422,676	306,676	165,908
その他	1,258,542	1,460,004	2,026,537
過疎対策事業費	—	178,845	136,639
歳入歳出差引額 C (A－B)	152,377	135,482	33,401
翌年度へ繰越すべき財源 D	18,451	38,840	11,092
実質収支 C－D	133,926	96,642	22,309
財政力指数	0.39	0.32	0.29
公債費負担比率	16.2	13.4	14.5
実質公債費比率	18.6	11.0	7.5
起債制限比率	—	—	—
經常収支比率	88.0	84.5	90.0
将来負担比率	123.9	4.4	—
地方債現在高	3,117,086	3,241,215	3,517,898

（資料：地方財政状況調査等）

表 1－2 (2) 主要公共施設等の状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元年度末
市町村道改良率 (%)	24.9	34.8	46.8	50.1	57.4
市町村道舗装率 (%)	80.4	99.0	99.0	99.1	99.4
農道延長 (m)	—	—	—	820	—
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	119	103	107	—	—
林道延長 (m)	—	—	—	—	—
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	19	27	15	—	—
水道普及率 (%)	91.4	98.9	97.7	99.6	99.5
水洗化率 (%)	—	—	50.3	85.9	85.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—

市町村道改良率・市町村道舗装率・水洗化率は、令和 2 年度末集計のため令和元年度の数値

(資料：公共施設状況調等)

4 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域では、著しい人口減少や少子高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が喫緊に求められており、その取り巻く状況は一層厳しさを増している。

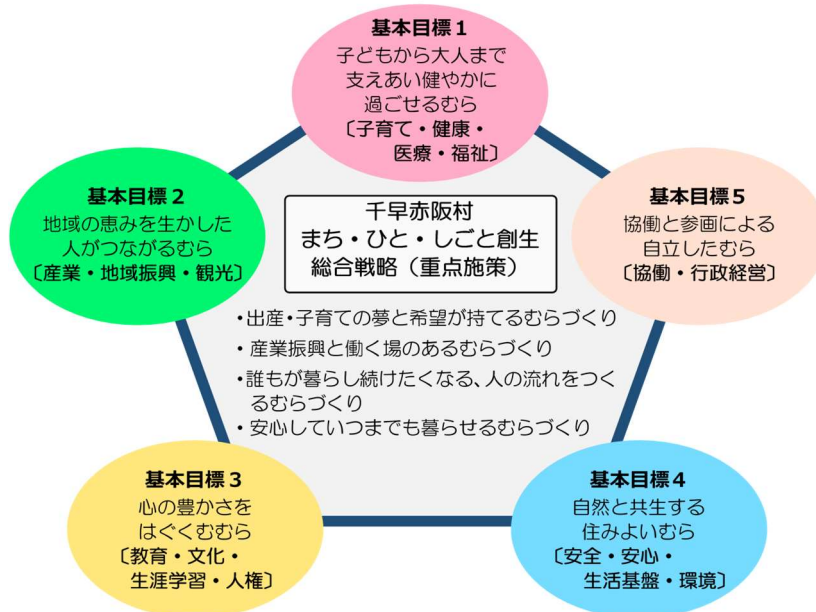
本村においても同様の課題を抱える中で、これまで、総合的かつ計画的にむらづくりを進めるための基本的な指針である総合計画を策定し、長期展望に立ったむらづくりに取り組んできた。

平成 26 年に続き過疎地域をその区域とする市町村として公示されたことを受け、「千早赤阪村総合計画」を本村の持続的発展のための指針とし、総合計画に掲げるむらづくりの基本理念・将来像・最重点目標を、地域の持続的発展のための基本方針に位置づけ、過疎地域の厳しい現状と時代の潮流の変化を的確に捉えながら、各種施策を進める。

また、こうした施策の実現にあたっては、行政だけでなく、村民、地域団体、事業者、さらには村に関係する人々が一体となって、住む人が満たされ、訪れる人が癒される魅力あるむらづくりをめざす。

第5次総合計画（令和4年度～令和11年度）

基本構想			基本計画
将来像	基本目標（総合戦略）	基本柱	基本施策
目標人口 (令和11年度) 4,565人 『唯一』とであえる 金剛山のむら 元気なあいさつで みんなで創る こごせ	(1) 子どもから大人まで 支えあい健やかに 過ごせるむら	I. 子育て・健康・ 医療・福祉	1 子育て支援の推進 2 健康増進・疾病予防の推進 3 福祉の充実
	(2) 地域の恵みを 生かした 人がつながるむら	II. 産業・地域 振興・観光	4 地域産業の振興 5 観光・交流の促進 6 移住・定住の促進
	(3) 心の豊かさを はぐくむむら	III. 教育・文化・ 生涯学習・人権	7 学校教育の推進 8 社会教育の充実 9 歴史文化の保存・活用 10 人権の尊重
	(4) 自然と共生する 住みよいむら	IV. 安全・安心・ 生活基盤・環境	11 安全・安心の推進 12 生活基盤の維持と充実 13 自然・環境との共生
	(5) 協働と参画による 自立したむら	V. 協働・行政経営	14 協働と参画のむらづくり 15 持続可能な自立したむらづくり 16 シティープロモーションの充実



過疎地域の持続的発展のための施策展開においては、総合計画を基本に、次の事項を基本政策として推進する。

過疎地域の持続的発展のための基本政策の推進

（１）移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

① 移住・定住の促進

若者の定住を図るため、村では子育て支援サービスの充実や環境整備を推進している。

今後も本村のホームページ等で村の魅力や必要な情報等を発信するとともに、多様な交流機会の創出や村内の住まいの確保、生活しやすい環境づくりに取り組むことでさらなる移住・定住を図る。

② 地域間交流の促進

本村ではコミュニティ活動の助成等、村民との協働や地域・団体の自発的な取組の支援を行っている。今後、活動のさらなる活性化に向け、地域・団体主体で取り組むイベントへの支援を通じ、多くの人が集まる機会の創出に取り組む。また、SNSを活用した地域情報の発信等により、新たなにぎわいを創出し、地域間交流の機会の増加につなげる。

③ 人材育成

人口減少や高齢化の進展が著しい本村において、地域の活性化への取組に向けた、人材の育成や外部人材の確保が必要となる。

本村では地域おこし協力隊の導入を図るとともに地域活性化起業人など条件不利地域の人材育成につながる支援制度を活用し、地域力の維持・強化を図っているが今後も、引き続き各種制度を活用しながら、地域間交流や地域活動の担い手の確保を図る。

（２）産業の振興

① 農業の振興

生産農家の経営安定化を図るため、大阪府や農業協同組合等の協力による営農指導、地産地消の促進等生産から出荷までを支援する。さらに農業への新規参入を促進する等、担い手の育成に取り組む。

また、イノシシやアライグマ等による農作物被害を防ぐため、捕獲に向けた体制整備や防護柵の設置促進等に取り組み、農家の収益の確保を図る。

本村の農業が将来に維持発展していくためにもほ場整備等の基盤整備に取り組む。

② 林業の振興

間伐や枝打ち等の森林整備を促進し、商品価値の高い大径木を生産するとともにおおさか河内材の利用を促進し、林業の活性化を推進する。森林の適切な管理には、労働力の確保・育成が重要であることから、その体制づくりの充実をめざす。また、間伐やおおさか河内材のブランド化等を促進し、多様化する市場や消費者ニーズに対応するための新商品の開発や付加価値化等新たな販売戦略を推進する。

③ 企業誘致の推進

法規制による制限が多い本村であるが、広域基幹道路である国道 309 号河南赤阪バイパスをはじめ村内主要幹線道路沿道の数少ない適地において企業誘致を推進する。

④ 商業の振興

富田林商工会と協力して中小企業の育成振興等に取り組む。

また、民間活力を活用し、情報発信・流通機能を有する道の駅「ちはやあかさか」を充実させ、観光イベント等積極的なPR活動を行うとともに、新たな特産品の開発に努め、商業の活性化を図る。

⑤ 観光の振興

自然を満喫できる金剛山周辺や村内に点在する楠木正成に関する史跡等をより多くの人を楽しめるよう道の駅や、交通網の整備を図る。

また、農林業等の事業者・団体と連携した農業体験を通じた観光開発や村民との協働による特産品のブランド化を推進し産業促進や地域活性化にもつなげる。

⑥ 産業振興促進

本村全域において、製造の事業、農林水産物等販売業、旅館業又は情報通信産業を新設又は増設した者に対し、過疎地域特別償却設備及び当該過疎地域特別償却設備である家屋の敷地に対して固定資産税を免除し、産業振興を促進する。

（３）地域における情報化

本村が地理的な制約を受けることなく活性化を図っていくためには、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を積極的に進める必要がある。

しかし、高齢化が進む本村では、一足飛びのＩＣＴ化を推進するのではなく、インターネットを利用した情報発信や産業の活性化、行政情報化を推進し、マイナンバーカードの普及、行政手続きのオンライン化等住民サービスの向上と行政

事務の効率化を図る。

また、防災行政無線の適正管理や情報通信手段の多角化を図る。

（４）交通施設の整備、交通手段の確保

① 道路等の整備

村民の生活道路である村道の維持・改良、老朽化が進む橋梁の改修を計画的に進める。また、交通の利便性や防災力を高める道路を積極的に整備し、広域的基幹道路の整備の早期実現に向け、国や府に要望する。

② 農道の整備

農道の整備及び老朽化した農道補修を推進する。

③ 公共交通の維持・確保

村民の誰もが安心安全に外出できるよう、公共交通の運行を維持する等、交通手段の確保に努めるとともに、交通空白地域対策等の必要な施策を促進する。

（５）生活環境の整備

① 上・下水道施設の整備

統合した大阪広域水道企業団と連携して安全で安定的な水道水の供給を図る。また、下水道施設^設の整備及び適正な維持管理により、生活環境の向上及び良好な水質保全を図る。

② 環境負荷の軽減

資源の再利用等を推進し、ごみの搬出量の削減に努める。また、南河内環境事業組合により適切なごみ処理に努めるとともに、ごみの減量化・リサイクルを推進する。

③ 防災・消防対策の推進

大規模災害に対応するためには、「自助・共助・公助」を基本として「住民と行政の協働」によることが重要であり、地域の防災力を高めるため、広域的な相互応援体制の整備、情報・通信体制の多重化やライフラインの確保、自主防災組織の育成等を積極的に取り組む。

大阪南消防組合の一員として、災害時の初動体制の強化や大規模自然災害への迅速な対応ができる消防体制の強化を図るとともに、消防水利施設等の適切な機

能維持管理を図る。

また、村民が安全で安心して暮らせるよう、防犯対策や交通安全対策等の環境整備に努める。

（６）子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

① 子育て支援体制の充実

子どもを安心して生み、育てることのできる環境整備のため、集中した施策を展開し、地域社会全体で子育てを支える仕組みの構築をめざす。

② 高齢者福祉の推進

高齢者の充実した生活環境の向上に努めるとともに、総合相談体制を充実し、関係機関と連携を密にしながら認知症予防や権利擁護等を推進する。また、地域の実情に応じた体制整備を図り、安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に努める。

③ 障がい者福祉の推進

「障がい者計画」、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し障がい(児)者の地域生活を支援するため、関係機関の相互連携を強化し、障がい福祉サービスの提供体制をより一層推進することにより、障がい(児)者の自立・社会参加を促進する。

④ 保健衛生の充実

村民が安心して暮らしていくために、生活習慣病予防やがんの早期発見・治療、保健事業の推進と保健医療活動に取り組む。

また、地域における健康づくり活動や生きがいつくり支援を行い、広く村民の健康増進に努める。

（７）医療の確保

村民が安心して医療を受けることができるよう、医師の確保や訪問診療等地域における持続可能な医療体制を整備する。国民健康保険直営診療所においては、経営の健全化に取り組むとともに、適時適切な医療サービスの提供に努める。

また、救急医療については、広域で南河内圏域救急医療体制を整備し、その充実を図る。

（８）教育の振興

① 生涯学習の充実

村民が生涯にわたって学習できる環境づくりを行うため、図書室の充実はもとより、村民の文化活動の育成、スポーツ施設の有効活用による生涯スポーツの振興、健康づくりや生きがいつくり等、はつらつとした村民生活を支援する。

② 教育の振興

学校教育においては、教育内容の充実と施設整備を進め、児童・生徒の教育環境を充実させる。本村の環境にふさわしく、子どもたちが学びやすい教育基盤の整備を検討するとともに、小・中学校連携の推進や学校給食における特色ある食育の推進等本村独自の教育施策を打ち出す。また、ＩＣＴ教育では、ＧＩＧＡスクール構想のもと、学校教育の情報化を様々な視点から推進する。

（９）集落の整備

人口減少や少子高齢化が進展している中、若者の流出が顕著に見られ、集落機能の低下が課題となりつつある。

集落機能の維持を図るためには、各集落の公益的機能や地域コミュニティ維持のため、支えあいの仕組みを基軸とした地域づくりとあわせて、集落間の連携も含めた地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に即した集落支援や整備、機能の強化を図る。

（10）地域文化の振興等

本村特有の伝統文化や歴史を再認識し、これらの保存や活用により教育、文化の振興を図る。

また、本村の伝統文化や歴史に触れることができる文化施設の充実に努めるとともに、他自治体との交流や民間交流等、交流活動が容易となる環境づくりに努める。

（11）再生可能エネルギーの利用の推進

太陽光、水力、バイオマス等の自然界に存在し、永続的に利用できる再生可能エネルギーの利用を大阪府と連携して村民や事業者等に啓発を行う。

また、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」により、庁内の事務・事業において温室効果ガスの排出削減目標を設定し、地球温暖化等の環境問題に取り組む。

（12）その他地域の持続的発展に関し必要な事項

① 効率的な行財政運営

効率的な行財政運営を行うため、周辺自治体と連携を一層強化し、事務の共同処理や施設の共同利用、政策連携を積極的に図る等、効果的・効率的な広域（行政）連携を推進する。

② 村民との協働によるむらづくりの推進

村民・地域団体・事業者・行政との役割分担を明確にし、自主的な地域づくりの推進活動を支援する。また、タウンミーティングやパブリックコメントの実施等村民がむらづくりに参加しやすい環境づくりに努める。

5 地域の持続的発展のための基本目標

本計画において、令和7~~12~~年度末における目標として、社人研推計では、~~4,287,718~~人（国勢調査）となる見込みであるところを、~~4,805,505~~人（住民基本台帳）で維持することをめざす

目 標	基準値	目標値
	(令和7年3月31日)	令和13年3月31日
住民基本台帳人口	4,612人	4,505人

6 計画の達成状況の評価に関する事項

村では協働によるむらづくりを基本としながら、施策区分ごとに重要業績評価指標（K P I）を設定する。また、毎年度、「P D C Aサイクル」により各事業内容を適正に進行管理し、その成果を内部評価により継続的に評価し、計画期間終了後に全体の達成状況を公表する。

7 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。
ただし、今後、国の動向や社会情勢の変化等に的確に対応するため、必要に応じて柔軟に見直す。

8 公共施設等総合管理計画との整合

本村では、昭和30年代半ば頃から庁舎や学校をはじめとする公共建築物を整備してきたが、それらの多くが耐震性や設備の老朽化等、様々な課題を抱えている。道路、橋りょう、下水道等のインフラ系公共施設についても老朽化が進展し、今後、更新費の増大による財政への影響が懸念される。

このような中、「公共施設等総合管理計画」では、既存の公共施設等については予防保全による長寿命化を推進し、施設の老朽化や厳しい財政状況に対応していく。また、新たなニーズに対応するための再整備にあたっては、可能な限り、既存建築物系公共施設の機能転換や複合化により、公共施設等の総量を増やさず現在の資産を有効に活用することを検討する。

施設の運営については、指定管理者制度等民間活力の活用を推進し、施設の更新、維持管理運営における公民連携を図り、財政負担の軽減を効果的、効率的なサービスの提供に努める。また府や近隣自治体との広域連携を一層進め、広域的な視点から必要な公共施設等の保有量を検討することを基本的な考え方としている。

本計画においても、上記方針に則った施設等の整備を促進する。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現状と課題

① 移住・定住の促進

本村では少子高齢化が進み、若年層の地域離れに拍車がかかり、地域コミュニティの衰退が懸念される。その対策として子育て支援サービスの充実や移住・定住支援として住宅取得等補助事業や空き家を活用した定住促進補助事業を展開し、環境整備を推進してきたことから、一定の移住者を獲得できたが、20歳代から30歳代といった若年層の転出超過に歯止めがかかっていないのが現状であり、移住者の獲得はもとより、長く住んでもらうための定住促進に向けた取組が必要となっている。

② 地域間交流

本村は、大阪の屋根と呼ばれている金剛山を有し、日本全国から年間多くの登山客が訪れるほか、また南北朝時代に活躍した楠木正成誕生の地や道の駅「ちはやあかさか」等、多くの地域資源を活かした地域間交流を図っている。

今後、さらに人口減少が懸念される中、観光等による交流人口の増加以外にも、ふるさと応援寄附金事業を活用して村の魅力のPRや村のファン作り、地域・団体主体で取り組むイベントへの支援や近隣自治体との連携を通じ、多くの人が交流する機会の創出に取り組み、豊かな自然や歴史・文化を有する本村の魅力を再発見する機会づくりや地域活性化にも期待されるため、活発な交流をめざすことが求められる。

③ 人材育成

人口減少や高齢化の進展が著しい本村において、産業や地域活動を支える担い手の不足等の課題が生じている。本村の地域力を次世代に受け継いでいくためには、むらづくりを担う人材の育成が不可欠であり、若者の移住や定住を推進し、さらには地域や地域の人々と多様に係わる「関係人口」や団体を増加させる取組が必要となっている。

（２）その対策

① 移住・定住の促進

本村では子育て世帯のUIJターンや定住につなげるため、新築一戸建て住宅を取得する費用助成や、近年増加傾向にある空き家を民間事業者と連携し、移住希望者の住まいとして活用し、空き家の改修に係る費用を補助する等、環境整備

を推進する。

今後も、本村のホームページ等で村の魅力や必要な情報を発信するとともに、村内における住まいの確保、生活しやすい環境づくりに取り組むことで定住を促進する。

② 地域間交流

人口減少による産業の停滞を解決する手段として、観光振興を基点に交流人口の拡大や地域振興を図る。そのため、観光資源でもある自然環境に恵まれた金剛山を中心に、農産物や特産品等の本村特有の物産販売並びに観光等情報発信を担う道の駅「ちはやあかさか」の充実を図り、これら資源を連携させることにより地域間交流を図る。そして、こうした施設を活かすためのソフト事業を展開する。

また、「楠公さん」大河ドラマ誘致活動等による交流人口の増加や文化財の活用等、他自治体と連携し、地域間交流を図る。

さらに、SNSを活用した地域情報、地域資源、交流イベント情報を多方面に発信するとともに、ふるさと応援寄附金事業を充実させ、村応援団を確保し、新たな地域活動の担い手候補ともなる関係人口の確保やUIJターンを促進する。

③ 人材育成

積極的な地域づくりと集落の活性化のため、地域おこし協力隊を配置し、定住・定着を図り、地域力の維持・強化につなげる。そして、地域おこし協力隊員が産業振興や地域づくり活動等、様々なアプローチを行うことにより、新たな人材の獲得や育成、活動団体の組成につなげ、活気あるむらづくりに取り組む。

また、集落支援員や地域活性化起業人等の新たな地域活動や産業、特産品づくりの担い手となる専門人材を活用する。

目 標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
①社会増減がゼロ以上 (転入者数≧転出者数)	▲44人	±0人	転出者数が転入者数 上回らない
②ふるさと応援寄附金 件数(年間)	559件	1,000件	基準値から増
③地域おこし協力隊員 数	0人	8人	累計人数

（３）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	定住促進空き家改修補助事業 空き家購入者への改修補助等	千早赤阪村
		住宅取得費用補助事業 村内への転入者等が新たに住宅を購入及び建設する費用を助成	千早赤阪村
		ふるさと応援寄附金事業 村のプロモーション、ポータルサイトの業務委託等	千早赤阪村
		地域おこし協力隊事業 地域おこし協力隊の受け入れ、地域活性化	千早赤阪村 民間事業者
		集落支援員事業 集落支援員の受け入れ、地域活性化	千早赤阪村
		地域活性化起業人事業 地域活性化起業人の受け入れ、地域活性化	千早赤阪村 民間事業者

（４）公共施設等総合管理計画との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

第3章 産業の振興

（１）現状と課題

① 農業

本村は古くから林業とともに、農業を基幹産業としてきた。

温州ミカンや水稻、ナス等を主体に営農されているが、営農基盤は弱く、農家数、農業従事者数、経営面積ともに減少が進んでいる。農家の多くは兼業農家であり、近年は、農業従事者の高齢化、後継者不足等により、放任園、耕作放棄地の増加や有害鳥獣被害がみられ、農家の多くは規模が縮小傾向にある。

こうした中、農業の振興を図るため農用地の有効利用、さらには後継者づくり対策等を実施し、地域に対応した農業施策の推進、農業経営の安定化や耕作放棄地の解消等に努める必要がある。

② 林業

本村の総面積の８割を森林面積が占め、古くから河内林業地帯として良質の木材産出地であり、林道・作業道の整備が行われる等、山林の維持管理がなされてきた。

しかし、近年の林業は、国産材離れ等により低迷が続き、採算性の低下、林業従事者の減少、高齢化による担い手不足等により極めて厳しい状況にあり、主伐時における収入も減少しており、国庫補助事業等を利用しなければ持続的森林経営の維持が難しい状況にある。

また、山林の管理が不十分で保水機能の低下や、下流部への治水等公益的機能の低下が危惧されるところである。こうした中、森林環境譲与税を活用し、「おおさか河内材」の利用拡大や、間伐の促進等健全な森林の維持、持続可能な林業経営を図る必要がある。

② 企業誘致

国道 309 号沿いや村内唯一の準工業地域となっている二河原辺・水分地区の主要村道沿いについて、新たな企業誘致や既存企業の村外への流出抑制を図るため、土地利用制度の弾力的な運用のほか、起業・創業施策や雇用施策等のソフト面での連携が必要である。

④ 商業

本村には、食料品等の生活必需品を中心に販売規模の小さな小売店舗が数店舗あった。しかし、大規模店舗の郊外立地等により、閉店を余儀なくされた店舗も多い。

今後は、消費者の動向を踏まえ、地域の特色のある新たな商品の開発・販売、

地域に密着した小規模店舗の誘致や村民が身近に買い物ができる体制整備等消費者ニーズに対応した方策が必要である。

⑤ 観光

本村は、南北朝時代に活躍した名将・楠木正成の生誕地やゆかりのある史跡等多くの歴史資源、また大阪府最高点の金剛山を有し、自然、文化、歴史等様々な地域資源が存在し、多くの人々が観光に訪れている。

しかしながら、楠木正成に関する史跡等地域資源が点在しているため、滞在時間が短い観光となっている。今後、個性化・多様化する観光ニーズの変化に対応していくため、こうした点在する地域資源を連携させ、特色ある観光ルート等、観光振興の取組が必要である。

（２）その対策

① 農業

地域農業を担う意欲的な、新たな農業従事者や企業の参入を促進する。また、大阪府、他自治体や農業協同組合等と連携して、営農指導体制を強化しつつ、営農法人や企業参入といった多様な担い手の確保をめざす。

また、農地パトロールによる耕作放棄地の把握、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消に努める。さらに原材料支給、基盤整備のための補助事業、有害鳥獣対策の補助事業や鳥獣被害対策実施隊への支援により、農地の保全管理を促進する。

さらに、本村の農業が将来に向けて安定的に経営され、維持・発展していくためにも、ほ場整備等の基盤整備に取り組む。

② 林業

地域の豊富な森林資源を効率的かつ低コストで活用するため、林道や作業道の整備を促進し、林業基盤の整備を図るとともに、除伐、枝打ち、間伐等の施業を計画的に促進し森林の適正管理及び付加価値の高い大径木の生産に努める。こうした取組によって、国土の保全、水源のかん養といった森林が有する公益的機能が発揮できるようにする。また、アドプトフォレスト等の手法を活用し、美しい森林の保全を進める。

森林環境譲与税を活用し、「おおさか河内材」を利用した木製品を出産祝いとして贈呈する等、子どもの頃から木材に触れ合う機会を設けるとともに、間伐や林道の整備等にかかる経費を補助する等、持続可能な林業をめざす。

間伐や「おおさか河内材」のブランド化等を促進し、多様化する市場や消費者ニーズに対応するための新商品の開発や付加価値化等新たな販売戦略を展開するとともに、他自治体や関係団体と連携を図り、効率的な流通システムや低コス

ト化をめざした施設等の基盤整備を進める。

③ 企業誘致

企業が進出しやすい環境を整えるため、地籍調査等の土地調査により、未利用地の有効活用を促進するとともに商業施策や雇用施策と連携しつつ税等の優遇措置により積極的な企業誘致支援を行い、関係機関や村民等との連携・協力や情報収集、情報発信に努める等、村と村民が一体となった企業誘致を推進する。

また、空き家等を活用したサテライトオフィス等の誘致により、本村の自然環境や歴史・文化といった魅力を身近に味わうことができる新たな働く場の創出を検討する。

④ 商業

商工会や他自治体と連携し起業・創業に関する支援策を整備するとともに、国（日本政策金融公庫）及び府の融資制度の紹介等地域経済の活性化を推進する。

また、農林業や観光等と連携し、農産物や木材等の地域資源を活かした商業振興を進める。

⑤ 観光

点在する観光スポットをルート化するとともに、楠木正成に関連する史跡等を有する自治体と連携しながら、広域的観光ルートの設定や観光宣伝、イベントの実施等、より効果的な観光振興を図り、観光客の回遊性と滞在時間の増加を促す。

また、農林業をはじめ他の産業とも連携し、農業体験を通じた観光PRを進める。さらに、観光資源である自然環境に恵まれた金剛山を中心に活性化を図るとともに、地産品等を村民との協働により本村の特産品としてブランド化を図り、道の駅等における村内外に向けた販売・提供を含めた観光情報発信の機能を強化する仕組みづくりや地域活性化・交流拠点整備の検討を進める。

さらに、おもてなしの観光まちづくりを進めるため、景観美観の向上や案内板の整備、観光施設の整備等を進め周辺地域の一層の活性化を図る。

なお、整備においては自然環境の保護・保全に配慮するとともに、より多くの人が楽しめるようユニバーサルデザインに配慮する。

目 標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
④ 営農法人数	2 法人	4 法人	基準値から増
⑤ 有害鳥獣駆除数 (年間)	84 頭	120 頭	基準値から増
⑥ 森林間伐面積(年間)	31.02ha	53.00ha	基準値から増

⑦ 地方税課税免除制度を活用した企業誘致・設備投資件数	0 件	1 件	基準値から増
⑧ 創業支援受講者による新規創業者数	0 人	4 人	基準値から増
⑨ 新規特産品数	0 品	8 品	基準値から増
⑩ 村観光協会会員数	18 件	25 件	基準値から増

（３）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(5) 企業誘致	企業誘致事業 企業誘致の優遇措置 地籍調査事業	千早赤阪村
	(9) 観光又はレクリエーション	景観向上整備事業 景観美観向上及び案内板の整備	千早赤阪村
		地域活性化・交流拠点整備事業 地域活性化・交流拠点整備の検討	千早赤阪村 民間事業者
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	農作物被害防止対策事業 電気柵、ワイヤメッシュ等の材料費を補助	千早赤阪村
		農業用施設整備事業 農業用施設（水路・農道等）整備に係る費用を補助	千早赤阪村
		農の活性化プロジェクト いちご等の新規就農のあっせん	千早赤阪村 民間事業者
		森林環境保全整備事業 森林整備に対する補助	千早赤阪村
		間伐材搬出利用促進事業 間伐材搬出に対する補助	千早赤阪村
		条件不利森林間伐事業 条件不利森林における適正な密度管理のための切捨間伐材等に対する補助	千早赤阪村
		林業用施設等整備事業 林道の補修・整備に係る費用を補助	千早赤阪村
		森林経営管理制度事業 森林の経営管理	千早赤阪村
		特産物育成事業 新規産物の特産化に係る導入・育成・6次化支援	千早赤阪村
		創業支援事業 村内で起業・店舗開業する事業者への支援	千早赤阪村 商工会
		奥河内観光事業 河内長野市との連携による広域観光の推進	千早赤阪村 河内長野市

（４）産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興区域	業 種	計画期間	備考
村内全域	製造業、旅館業、農 林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「第３章 産業の振興（２）、（３）」に記載した内容とおり。

なお、減価償却の特例や地方税の課税免除の対象となる事業について、大阪府や近隣自治体、関係団体と連携し、情報収集に努めるとともに、積極的に周知を行い、制度の活用を促進を図る。

（５）公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

第4章 地域における情報化

（１）現状と課題

① 防災無線

平成 24 年度に設置した災害発生時等に無線にて村内全域に発信できる防災行政無線の更新、音達不通地域における情報伝達手段の整備等、防災をはじめとする行政情報の提供に努め、引き続き施設の維持、活用を図る必要がある。

② デジタル技術活用

インターネットやスマートフォンの普及、地上デジタルテレビ放送等、急速に高度情報化が進んでいる。本村では、ホームページによる情報発信、総合行政ネットワーク（L G W A N）や各種電算システムの導入による住民サービスの向上や行政事務の効率化等を図ってきた。

今後、I C T 社会に対応した人材の育成、マイナンバーカード、キャッシュレス決済等の新しい技術を活用した行政サービスの利便性の向上、地域産業や住民活動の情報化による活性化等への対応が課題となる。

（２）その対策

① 防災無線

危機管理における情報システムの整備についても、緊急時や災害時に迅速に対応できるよう、既に整備を進めている防災行政無線の施設等の更新、活用・充実を図り、災害に強いむらづくりを推進する。

情報通信環境の充実については、国や府、民間通信事業者との連携のもと、拡充やサービスの質的向上に努める。

② デジタル技術活用

過疎地域における情報通信基盤の整備は、地理的不利性からくる時間距離の制約や非効率等の問題を克服し、日常生活はもとより産業面、教育面、保健医療面等、様々な分野で変革をもたらす。先端技術の利活用は新たな可能性を切り開く手段として期待されているため、今後の取組として検討する。

行政の情報化については、魅力的なホームページの作成や S N S 等新たな媒体の活用、電子申請や業務システム等電子自治体の構築を進め、積極的な情報の発信、村民の利便性が向上するサービス提供、業務の効率化に努める。

目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
⑪ マイナンバーカード を利用した電子申請手 続数	13 件	5 件	基準値の維持 (目標値を下回らない)
⑫ 電子申請システム導 入数	1 件	1 件	基準値の維持
⑬ 広報手段の増加	4 件	3 件	基準値の維持 (目標値を下回らない)

（３）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域にお ける情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施 設	防災行政無線設備改良事業 防災行政無線施設の機器更新等	千早赤阪村
		防災行政無線音達不通地域における情報伝達手段の 整備事業 情報伝達機器等の購入・設置	千早赤阪村
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	広報戦略推進事業 広報紙、ホームページ、SNS を活用した情報発信	千早赤阪村

（４）公共施設等総合管理計画との整合

「地域における情報化」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

（１）現状と課題

① 道路

本村には、国道 309 号、府道 6 路線が整備され、これらと有機的に連絡して村道 152 路線が整備されている。

国道 309 号は、村北部から南東部にかけて広域幹線道路網としての役割を担っており、平成 30 年 3 月に河南赤阪バイパス第 2 期区間が開通したが、引き続き、未整備の部分もあり早急な工事が必要である。

また、府道 6 路線は、整備されてから長期間が経過しているとともに、急カーブや狭隘部分が多く、大型車両のすれ違い通行に支障がある。安全な通学路の確保、災害時における交通網の確保、老朽化対策や交通量の増加等に対応した道路改良、歩道設置等といった改良等の整備が急務となっている。

一方、村道は、村民からの要望や社会状況の変化により拡幅を求められている路線が多い。このため「道路整備計画」を定め、計画的に改修整備を進めている。橋梁についても「長寿命化計画」を定め、取り組んでいるが、その整備には多額の事業費が必要であり、倒壊等有事の際には、救援作業等が遅れる可能性もある。インフラ整備については、早急に対策を講じる必要がある。

② 農道

農業従事者の高齢化や農道の老朽化が進み、農作物の生産性が減少傾向にある。農業の振興のためには、農道の整備や改良が不可欠となっている。

③ 公共交通

本村の公共交通は、令和 5 年 12 月、金剛バス路線廃止に伴いその代替えとして富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会を設立し運行する金剛ふるさとバス（コミュニティバス）、南海バスがそれぞれ近鉄富田林駅、南海・近鉄河内長野駅を発着して運行しており、通勤・通学をはじめとする日常生活に欠かせない役割を担っている。しかし、民間の定期路線バスは、自家用車の増加と人口の減少によって利用者の減少が続き便数も減少している。また、村内には路線バスの空白地域もあることから、超高齢社会の中、地域の実情に対応した持続可能な公共交通体系を村民と協働で構築することが必要である。

（２）その対策

① 道路

広域交流を促進し、地域の活性化を図るため、引き続き、府県間をつなぐ国道 309 号の早期実現を図るため関係団体等と連携した取組を進める。

村内の中央部から金剛山の麓までの府道富田林五条線をはじめ、府道 6 路線については、老朽化への対応、道路通行の安全確保や緊急時の緊急交通路の確保等のため早急な改良等を大阪府に要望する。

村道については、村民の安全な交通の確保、快適な交通環境をめざすとともに、消防・救急の円滑性を確保するため積極的に整備を進める。また、橋梁についても安全性や緊急性を考慮し、計画的に整備を進める。

② 農道

農道は農作物の流通機能の促進を図ることはもちろんのこと、農地と集落を結ぶ生活道としての機能も有していることから、農道の整備及び老朽化した農道補修を推進する。

③ 公共交通

令和 5 年 12 月に金剛バスが廃止され、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性協議会及び本村による新たなコミュニティバスの運行を開始した。

引き続き誰でも利用でき、持続可能な公共交通として、バス運行の便数や路線維持等、日常的な移動のための地域公共交通の確保に努めるとともに、キャッシュレス決済の導入等、村民や利用者の利便性を向上させ、公共交通の利用促進を図る。

また、公共交通空白地域についても、交通事業者、村民等地域の協力を得て、地域公共交通の確保に努めるとともに新たな対策を検討する。

目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
⑭道路改良率	58.0%	60.0%	基準値から増
⑮緊急交通路の橋梁の耐震化率	50%	100%	基準値から増
⑯村内の公共交通機関路線延長	L=14.8 km	L=22.7 km	基準値から増

（３）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道	村道橋梁整備事業 村道、橋梁の維持、整備、修繕	千早赤阪村
	(2) 農道	農道整備事業 農道の維持、整備、修繕	千早赤阪村
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	地域公共交通事業 地域公共交通計画の策定・実施	千早赤阪村 交通協議会
		地域公共交通デジタル化事業 地域公共交通のデジタル化	千早赤阪村 交通協議会
		地域公共交通利用料助成事業 タクシー・バス利用料の助成	千早赤阪村 交通協議会
		地域公共交通確保事業 コミュニティバスの運行	千早赤阪村 交通協議会
		4 市町村地域公共交通活性化事業 4 市町村地域公共交通活性化協議会負担金	千早赤阪村 交通協議会

（４）公共施設等総合管理計画との整合

「交通施設の整備、交通手段の確保」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

第6章 生活環境の整備

（１）現状と課題

① 上水道施設

本村の水道事業は、業務の効率化、サービス水準の維持・向上及び非常時の対応を図るため、平成 29 年に大阪広域水道企業団と経営統合した。今後は、施設の老朽化に伴う更新事業費の増大や、人口減少に伴う収益の低下、今後発生が見込まれる南海トラフ巨大地震等の災害への対応を大阪広域水道企業団と連携して取り組む必要がある。

② 下水道施設

本村の下水道事業は、平成 5 年度から事業に着手し、令和 6 年度末での整備面積 210.36ha、整備率 56.7%、普及率 79.9%、水洗化率 88.2%となっている。また、下水道計画区域以外については、浄化槽設置補助事業を実施しており、令和 6 年度末で約 47%の整備率である。

下水道事業は、処理場及び管路更新整備に多額の資本投資が必要で、その財源の多くは地方債で賄っており、その償還の大部分は一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況である。

今後、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新投資の増大等厳しさを増す経営環境の中、不断の経営健全化の取組が求められる。そのような中、これからの下水道整備は、経営状況を踏まえつつ、効率的な事業推進が必要である。また、浄化槽整備については生活排水環境改善のため、さらに普及できる取組が必要である。

③ 廃棄物処理

本村で 1 年間に排出される廃棄物の量は令和 6 年度は約 1,636 t で、これらの廃棄物は、3 市 2 町 1 村で構成する南河内環境事業組合で共同処理している。

シール製の導入や、缶、瓶、ペットボトル等の分別収集が村民の協力のもと行われており、新聞紙やダンボール等のリサイクル活動の再資源化は、各種団体を中心に実施されている。その結果、廃棄物の量は減少しつつあり、今後も引き続き、生活環境の保全に向けた減量化・再資源化に対する住民意識の一層の高揚を図る必要がある。しかしその一方で、廃棄物等の不法投棄は後をたたず、自然環境及び景観上、問題となっている。

④ 消防・防災

中山間地域に位置している本村においては、地すべり等の自然災害の防止が重要である。現在急傾斜地崩壊危険箇所は、府事業により順次、防災対策が実施さ

れており、今後とも地すべり等を未然に防ぐため、危険箇所の整備を進めていく必要がある。

災害等の村民への情報伝達については、平成 24 年度に災害発生時等に無線にて村内全域に発信できる防災行政無線の設置、音達不通地域では戸別受信機を設置し、防災をはじめとする行政情報の提供に努めており、引き続き施設の維持、活用、更新を図る必要がある。

常備消防体制については、令和 6 年から 5 市 2 町 1 村で構成された、大阪南消防組合による消防広域化に伴い、本村には千早赤阪出張所が設置され、出張所には、消防タンク車、救急車及び山岳資機材搬送車各 1 台を配備している。今後、消防組合として、車両及び資機材などの計画的な更新が必要となっている。

また、消防団は、7 分団あり、本団に指令車 1 台、分団に消防ポンプ車 1 台、消防小型動力ポンプ積載車 13 台を配備している。また、普通消火栓 233 基、防火水槽 18 基が整備されている。今後は、消火栓及び防火水槽の適切な機能維持管理を図る。

村民の誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災に取り組む民間事業者等との連携や「地域防災計画」に基づき村民と行政が一体となって平時から防災に取り組み、災害に強いむらづくりに努めていく必要がある。

（２）その対策

① 上水道施設

将来にわたり安心、安全な水道水を安定的に供給するため、大阪広域水道企業団による効率的な水道施設の更新、適正な維持管理、資金の確保等適正な水道事業運営を図る。

② 下水道施設

自然環境や生活環境を保全するため、下水道未整備地域については、経営環境を踏まえ、整備を進めるとともに既存施設の適正な維持管理に努める。また、下水道計画区域外については、生活環境改善のため、個人が行う浄化槽の設置費用を一部助成する浄化槽設置補助事業を引き続き実施し、水洗化を図る。

③ 廃棄物処理

廃棄物処理については、南河内環境事業組合での適正な処理と、広域的な廃棄物抑制に向けた再資源化について取り組む。

また、分別収集を徹底するとともに、村民・地域団体・事業者・行政が一体となってごみの発生を抑制する「リデュース（Reduce）」、物を繰り返し再利用する「リユース（Reuse）」、ごみになるものを持ち込まない「リフューズ（Refuse）」、資源として再生する「リサイクル（Recycle）」の 4 R に取り組み、再資源化をさ

らに進め、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築をめざす。

不法投棄防止の啓発看板やパトロール等により環境保全に努める。

④ 消防・防災

がけ崩れや地すべり等、土砂災害の防止・軽減に資するため、危険箇所の適切な把握に努め、土砂災害防止施設の整備を図るよう大阪府に積極的に要望する。また災害から村民の生命、身体及び財産を守るため、土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の除却や移転、補強や住宅耐震に対する補助制度により、安心、安全な暮らしを確保する。

常備消防体制については、大阪南消防組合の一員として、緊急時や災害時に迅速に対応できる消防体制の強化を図り車両及び資機材の整備を進める。また、既に整備を進めている防災行政無線の施設等の更新、維持、活用を図り、災害に強いむらづくりを推進する。

消防自動車をはじめとする車両や資機材等は、装備計画に基づき更新事業を実施する。さらに、これらの施設等を支障なく有効に活用するために維持管理を図る。

また、消火活動の環境整備のため、防火水槽や消火栓等の適切な機能維持管理を図る。

村民と行政が一体となって平時から防災に取り組むため、地域が主体となる自主防災組織の育成を推進し、避難所等の維持管理や、災害時の備蓄品や資機材の確保等、災害に強いむらづくりに取り組む。

目 標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
⑰水洗化率	88.2%	92.2%	基準値から増 (下水道)
⑱浄化槽整備率	46.8%	53.3%	基準値から増 (合併浄化槽)
⑲下水道普及率	79.9%	80.0%	基準値から増
⑳廃棄物総排出量（年間）	1,636 t	1,630t	基準値から減
㉑有価物回収量（年間）	210.0 t	268.9 t	基準値から増
㉒自主防災組織の結成数	13 件	13 件	基準値の維持
㉓災害協定の締結件数	12 件	12 件	基準値の維持

（３）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	大阪広域水道企業団負担金	千早赤阪村 企業団
	(2) 下水処理施設等 公共下水道 その他	下水道整備工事 二河原辺・吉年地区	千早赤阪村
		マンホールポンプ改築更新工事 森屋、水分、川野辺、東阪、小吹地内	千早赤阪村
		流域下水道建設費負担金	千早赤阪村
		公共下水道維持管理事業 小吹台地区	千早赤阪村
		浄化槽設置整備事業 浄化槽の設置費用等を補助	千早赤阪村
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	南河内環境事業組合負担金	千早赤阪村
		南河内環境事業組合負担金	千早赤阪村
	(5) 消防施設	消防団消防車両・資機材整備事業 軽自動車消防小型ポンプ積載車ほか	千早赤阪村
		消防用水利整備事業 耐震性貯水槽設置	千早赤阪村
		建築物耐震化事業 耐震診断、設計改修及び除却費用の一部助成	千早赤阪村
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	合併処理浄化槽維持管理費等補助事業 合併処理浄化槽の維持管理経費を助成	千早赤阪村
		有価物集団回収支援事業 古紙古布のリサイクルにおける地域の集団回収事業補助	千早赤阪村
		自主防災組織結成支援事業 自主防災組織育成の資機材等の助成	千早赤阪村
		備蓄品等整備事業 備蓄品及び資機材の購入	千早赤阪村
		がけ地近接等危険住宅移転補助事業 危険住宅の除却・移転に伴う新規住宅建設経費の一部助成	千早赤阪村
		既存不適格住宅補強事業 土砂災害特別警戒区域内における既存不適格住宅の補強設計・工事費用の一部助成	千早赤阪村

（４）公共施設等総合管理計画との整合

「生活環境の整備」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

（１）現状と課題

① 児童福祉

本村は、高齢化とともに少子化も進展しており、人口対策はもとより子どもを安心して生み育てられる環境づくりと子育てへの支援は、重要な課題である。

こうした中、子育て支援として、妊婦から出産までは妊婦健診全額相当の助成等、新生児から幼児までは子育て拠点事業や子育て応援出産お祝い事業等、また小学校から中学校卒業までは給食費助成事業等、妊婦から中学生まで切れ目のない子育て環境の充実を図っているが、依然少子化は進展している。

今後さらに多様化する養育等の環境に対応した子育て支援、そして子育て世帯のニーズに対応して、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに積極的に取り組んでいく必要がある。

② 高齢者福祉

本村の65歳以上の高齢者人口は、令和2年では2,232人(国勢調査)で高齢化率は、45.5%となっており、府内でも高齢化率が高く、今後さらに増加していくことが予測される。

高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯も増加しており、介護や健康管理、生活支援、さらには介護に携わる家族への支援も必要となっている。

そのため、高齢者及び介護家族を支える仕組みに加え、地域ぐるみでサポートし合える体制づくりを行い、高齢者が暮らしやすい環境整備等に取り組む必要がある。

また、元気な高齢者がいきいきと暮らしていける地域社会の形成が重要である。そのためには、要介護状態になることの予防を目的とした介護予防・日常生活支援総合事業の利用に至る前に、住民の介護予防への関心や意識を高め、誰もが身近な地域で介護予防に取り組むことのできる環境を整備し、高齢者が持つ豊かな経験を地域社会に貢献できる機会の創出、世代間交流等による知識の継承等、長寿社会の中ですこやかに暮らしていける仕組みづくりが必要である。

③ 障がい(児)者福祉

障がい者の高齢化や介護者の高齢化が進展している。

村内には障がい(児)者を受け入れる就労移行支援事業者等がなく近隣自治体の事業所に依存している。また、施設入所者や入院中の精神障がい者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等のための支援や体制づくりも不可欠である。

障がい(児)者に対する社会の理解も高まり、障がい(児)者の社会参加は拡大し

つつあるが、社会的、経済的、心身のハンディキャップにより、自立に向けた地域社会での生活にはいまだ難しい面もある。

すべての人が暮らしやすい社会を形成するためには、障がい（児）者もいきいきと安心して暮らし続けられる環境が必要であり、地域での自立に向けた社会参加を促す支援体制の確保が必要である。

④ 保健衛生

人口の急激な高齢化が進む中、疾病構造は、がん・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病が中心となっており、治療の長期化や介護を必要とする人が増加する傾向にある。

このため、「健康ちはやあかさか 21（第4期）（健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画）」により、個人の生活習慣の改善に加えて、社会環境の改善に向けて、関係機関と協力した取組を行っている。

また、死因の3割を占めるがんについては早期発見・早期治療が特に重要と考え対策を行っているが、より受診しやすい体制づくりが必要である。

本村では、特に少子高齢化が進む中、心や身体の不具合や不安を抱える人が増加しており、多様なニーズに合わせた個別の対応が必要で保健師による訪問指導の充実、他機関との連携が重要である。

健康づくりの拠点である保健センターは、建設後約 30 年が経過し、令和元年度に大規模改修を行ったが老朽化による設備の補修や維持管理等が必要である。

（２）その対策

① 児童福祉

仕事と生活等多様な働き方に対応した子育て支援を展開し、仕事と子育ての両立支援を図るために、公私連携による幼保連携型認定こども園において、就学前の子どもに教育・保育の一体的な提供を推進する。また、これまでの子育て支援策を継続するとともに、少子化の課題となっている経済的負担の軽減や子育てと仕事の両立が図られる保育サービスの充実等に努め、出産、子育てにおけるニーズを的確に把握し、子どもを安心して生み育てやすい環境を整備する。

子どもの健全育成と子育ての精神的不安を解消するため、育児交流・相談やサポート体制の拠点であるこども家庭センターの体制や子どもを健康に育ていくため、妊娠・出産・育児における母子保健事業の体制を強化する。

② 高齢者福祉

急激に進展している超高齢社会に的確に対応し、高齢者が住み慣れた地域で継続的に生活していくため、環境整備と支援の一体的な高齢者福祉の向上を図る。

そのため、地域包括支援センターが、医療・介護・予防・住まい・生活支援が

一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の中核的な役割を担い、重度化予防や医療介護の連携による強化、さらに高齢者を地域全体で見守り・支える地域づくりを推進するためシステム構築を進める。

また、地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議にて情報の共有を図るとともに、広報や通いの場での周知により高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう積極的に情報を発信していくよう努める。

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち生活できるよう、介護予防教室事業、自主的な介護予防の取組支援、老人クラブ活動支援を行い、活力と生きがいのあるいきいきとした社会参加のための支援を行う。また、村内にある介護予防拠点施設（いきいきサロン）の整備や改修に取り組む。

③ 障がい(児)者福祉

障がい(児)者の自立と社会参加に向け、住み慣れた地域や社会の中でともに暮らし、様々な社会活動に自由に参加できるように、福祉、保健、医療、教育、雇用等の分野にわたり、総合的な施策の推進を一層進め、地域生活支援事業の充実を図る。

また、障がい(児)者とその家族が地域でいきいきと安心して生活を送っていくため、相談支援体制や、地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センターの充実に取り組む。

④ 保健衛生

介護保険サービス・福祉サービス・医療サービス等と保健事業分野の連携及び調整を図りながら、住民の健康診査・各種検診・健康教育・感染症予防・栄養指導・食育の推進等、総合的な保健事業の充実を図り、生活習慣病の予防と要介護者等の増加抑制に努め、乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを支援する。

疾病の早期発見、早期治療のため、各種健（検）診の受診率の向上と健康管理意識の向上・啓発に努める。また、心の健康相談事業の充実を図り、精神的健康の保持・増進及び精神保健に関する啓発活動、誰も自殺に追い込まれることのない村の実現を推進する。

また、村民サービスや利便性の向上、健康、福祉、介護、医療が一体的に取り組めるよう環境整備を推進する。

千早赤阪村過疎地域持続的発展計画（後期計画）

目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
②④出生数(年間)	11 人	26 人	基準値から増
②⑤地域子育て支援拠点事業未就学児 1 人あたりの利用(年間)	5.0 回	5.2 回	基準値から増
②⑥要介護認定者数	423 人	292 人	基準値から減
②⑦介護予防自主グループ数	13 グループ	16 グループ	基準値から増
②⑧介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数(年間)	658 人	612 人	基準値から減
②⑨福祉施設から一般就労への移行者数(年間)	0 人	1 人	基準値から増
③⑩がん検診受診率	胃がん 7.3% 大腸がん 7.9% 肺がん 6.6% 乳がん 16.4% 子宮頸がん 15.2%	胃がん 8.0% 大腸がん 8.0% 肺がん 7.0% 乳がん 16.0% 子宮頸がん 16.0%	基準値の維持

(3) 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 その他	いきいきサロン整備事業 いきいきサロンの設備や施設改修等	千早赤阪村
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	保健センター整備事業 保健センターの設備や施設改修等	千早赤阪村
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	任意予防接種事業 任意予防接種費用の助成	千早赤阪村
		地域包括ケアシステム構築事業 保健・福祉・地域医療の施設整備の検討	千早赤阪村
		妊婦健康診査事業 妊婦健康診査等の費用の一部助成	千早赤阪村
		がん検診事業 各種がん検診費用の助成	千早赤阪村
		重度障がい者医療費助成事業 重度身体障がい者及び重度知的障がい者等の医療費に対する一部助成	千早赤阪村
		ひとり親家庭医療費助成事業 18 歳までの児童を扶養するひとり親家庭の医療費の一部助成	千早赤阪村
		子ども医療費助成事業 18 歳までの児童や乳幼児の医療費の一部助成	千早赤阪村
		がん患者医療用補整具購入費用助成事業 がん患者の医療用補整具の購入費用の一部助成	千早赤阪村
	(9) その他	地域包括支援センター事業 包括的支援業務の充実	千早赤阪村

（４）公共施設等総合管理計画との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

第8章 医療の確保

（１）現状と課題

① 診療施設

近年、医師不足等医療を取り巻く厳しい現状は全国的に問題となっている。一方、高齢化の進展や生活習慣病の増加に伴い、医療に関するニーズはますます多様化・高度化している。

本村には、村国民健康保険診療所、村国民健康保険千早診療所、民間診療所、民間歯科診療所の計4カ所あるが、村診療所については、公設民営による安定した診療所運営と経営の健全化を図るために平成19年10月から指定管理者制度を導入している。今後、超高齢社会の中、外来や在宅の医療サービスの提供だけでなく、診療所を拠点とした保健事業と連携した健康づくり事業や介護予防等、健康増進や疾病予防も含めた地域医療体制の充実を図る必要がある。なお、村国民健康保険千早診療所については、築50年以上経過しているため、施設の老朽化・耐震等が課題となっている。

今後、民間診療所の廃業等があれば、無医村となる可能性もあり、学校医の確保や身近な場所での予防接種・健（検）診事業の受診困難等課題が多い。

また、少子化や高齢化が進展する中での保健、福祉、医療機関との連携、村内の診療機関と広域圏等での高度医療との広域連携といったネットワークの形成が必要である。

② 救急医療

救急医療については、初期救急医療体制として、富田林市へ事務委託している休日診療所の開設、小児については、南河内南部広域小児急病診療を実施している。二次救急医療体制としては、病院群輪番制運営事業、救急要請の多い準夜初期救急を実施している。

今後も救急医療体制の整備を行い、救命率の向上を図り村民が安心して速やかに適切な医療が受けられるよう一層の充実が求められる。

（２）その対策

① 診療施設

診療施設については、安心して適切な医療が受けられるよう、医師の確保や施設の整備、運営支援を行うとともに、府との連携や支援をもとに持続可能な医療体制の確保に努める。

また、多様化する疾病に対応し、村民の安心した暮らしを確保できるよう、広

域圏でのネットワークの充実を図る。

村民一人ひとりが様々な健康不安に対して、主体的に生活習慣の改善や健康増進に取り組むための啓発や健康づくりを推進するとともに、早期発見・早期治療へつながる健（検）診や保健事業の充実に努める。

また、健康づくりや予防意識の醸成によって、健全な心身の育成による医療費の抑制を図る。

② 救急医療

地域医療の確保の重要な課題である救急医療について、広域での初期及び二次救急医療に対する支援を行い、継続的・安定的な確保を図る。また、社会の変化等に伴う様々な課題へも広域圏での一層のネットワーク化を図る。

目 標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
③①医療機関数	4カ所	4カ所	基準値の維持

（３）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	国民健康保険診療所整備事業 診療所のあり方を検討、設備や施設改修等	千早赤阪村
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	休日診療所体制の確保事業 休日診療の事務委託	千早赤阪村
		南河内南部広域小児急病診療体制の確保事業 広域共同処理による小児急病体制	千早赤阪村
		南河内圏域障害児(者)歯科診療体制の確保事業 広域共同処理による障害児者歯科診療体制	千早赤阪村
		二次救急医療体制及び準夜初期救急医療体制の確保 事業 広域共同処理による救急医療体制	千早赤阪村

（４）公共施設等総合管理計画との整合

「医療の確保」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

第9章 教育の振興

（1）現状と課題

① 生涯学習

高齢社会を迎える中で、生涯学習の果たす役割は重要となっている。

生涯学習活動として、英語教育が盛んな本村の特色を活かした英語教室、歴史・文化について探究する座学形式の講座、マリンスポーツを体験する機会の少ない児童を対象にした事業等、村の地域性、特色を活かした多様な学習機会の提供を行っている。今後、さらに村民ニーズに対応した事業の拡充と見直しが必要となっている。

社会教育施設については、各施設共に利用人数・収入は横ばい傾向にあるとともに、老朽化による改修及びサービスの向上が必要となっている。

また、今後、高齢化の進展や自由時間の増大に伴い、生きがいのある生活へのニーズが高まっていることから、村民ニーズを的確に把握し、多様な学習機会の提供等が求められる。

② 学校教育

本村には、4 幼稚園、4 小学校、1 中学校であったが、平成 12 年に幼稚園を一園に統合し、平成 19 年・20 年には小学校を 4 校から 2 校に統合した。また、令和 2 年 3 月に公立幼稚園を廃止し、認定こども園を設置したため、現在は、社会福祉法人による公私連携幼保連携型認定こども園、1 園、小学校 2 校及び中学校 1 校体制となっている。

今後さらに、人口減少や少子化により児童・生徒数の減少が予測され、地域の将来を担う子どもたちの健全育成のためにも、少人数であることのメリットを最大限に活かす教育内容の一層の充実をめざした教育環境の整備が必要である。

本村では小・中学校の 9 年間を通じ、一貫した教育を推進することにより、「生きる力の育成」を図り、「確かな学力」の確立と「豊かな人間性と道徳心」を育むとともに、外国語活動・情報化教育等の充実に努め、村の特色を生かした学校づくりを進めている。学校の統廃合に伴う遠距離通学対策としてスクールバス運行等の通学支援も実施している。

今後、これらの教育方針や施策をさらに充実させるためには、小規模校や過疎地域の特性に応じた教育、資源循環を活かした教育等きめ細かな教育サポートが必要である。また、子どもたちが安全に安心して学校生活を送るためには、老朽化した施設の整備や教育環境の充実及び教職員の資質の向上に努め、誰もが学びたくなる学校環境づくりを進めていく必要がある。また、充実した情報化教育を推進するため、国の G I G A スクール構想の下で整備したコンピューター端末の更新が必要となる。

学校給食についても、児童・生徒の心身の健全な発達と食生活改善を図るため、共同調理場方式で米飯給食等の完全給食を小・中学校で行っており、今後本村の地域資源等特色を活かした食育を推進していく必要がある。その一方で、学校給食センターの施設整備や設備の維持管理が課題となっている。

（２）その対策

① 生涯学習

生涯学習については、村民の学習意欲の高まりやニーズに積極的に対応し、住民の生きがいと心の豊かさを形成するために、様々な学習機会の提供、自主的な学習意欲の醸成、新たな学習プログラムの開発等を推進する。

生涯学習活動を促進するための地域の特色を活かした活動を推進する指導者の育成等も積極的に行う。

社会教育施設については、生涯スポーツや健康づくりとしてのスポーツに対する気運の高まりに対応するため、それぞれのニーズに応えた施設や設備を計画的に整備するとともに、効率的な施設運営を図るため、３市２町１村において連携した広域相互利用を推進し、新規利用者の獲得に努める。

くすのきホールや郷土資料館、B & G海洋センター等の社会教育施設については、施設の老朽化が進んでいることから、今後、施設のあり方を検討しながら、村民や利用者ニーズに対応した施設の改修方法を検討し、計画的に設備等の改修を実施する。

また、図書室については、村民の読書への楽しみと教養を高める施設として蔵書の充実を図るとともに、図書システムの計画的な更新を行い、誰もが利用しやすい図書室をめざす。

② 学校教育

教育施設の計画的な整備・改善と学習指導要領に対応した教材、教育機器の充実を図る等、本村の将来を担う子どもたちの教育環境を整備する。

国の「G I G Aスクール構想」の実現に向けて、小・中学校内ネットワークの高速通信環境の整備が完了した。今後は遠隔授業や補助教材授業によるＩＣＴを活用した学習活動に向け整備を進める。

今後もさらなる少子化等による児童・生徒数の減少が予測される中、少人数であることのメリットを最大に活かす教育を進めていく必要がある、国が推奨する学校運営協議会を設置し、産官学協働の教育活動を推進しながら将来を担う子どもたちの健全育成や教育内容の一層の充実をめざす。

また、児童・生徒の安全な登下校の確保のため計画的に通学バスの更新を行う。

子どもたち一人ひとりを大切にし、子どもたちの個性や能力、学校の実態に応じた、きめ細かな指導を行うことにより、学力の向上を図るとともに、心の教育

を推進する。

不登校対策においても、適応指導教室を設置する等し、児童・生徒の学習環境を整える。

生徒の国際感覚や国際理解を醸成するため、外国語指導助手（ALT）を配置し、英語力の向上に努める。

児童・生徒の心身の健全な発育と食生活改善を促進するため、食育、地産地消も含めた学校給食を推進するとともに、食の安全性を確保するため、学校給食施設のあり方を検討するとともに、設備の計画的な更新を行う。

目 標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
③②全国学力・学習状況調査の平均正答率	中学校 大阪府平均正答率 を下回る	中学校 大阪府平均正答率 を上回る	基準値から増
③③全国学力・学習状況調査の平均正答率	小学校 大阪府平均正答率 を上回る	小学校 大阪府平均正答率 を上回る	基準値の維持
③④全欠児童生徒数	0人	0人	基準値の維持
③⑤図書室貸出冊数 (年間)	12,765冊	15,500冊	基準値から増
③⑥図書室の利用者数 (年間)	3,494人	3,300人	基準値の維持

（３）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小・中学校空調設備整備事業 普通教室・特別教室の空調更新	千早赤阪村
		小学校設備改修工事 校舎のバリアフリー改修、机・イス等の更新	千早赤阪村
		中学校設備改修工事 トイレ改修工事、机・イス等の更新	千早赤阪村
		給食センター施設整備事業 給食センターの改修及び設備の更新	千早赤阪村
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	くすのきホール整備事業 くすのきホールの設備等の改修	千早赤阪村
	体育施設	B & G海洋センター整備事業 B & G海洋センターの設備等の改修	千早赤阪村
		村民運動場整備事業 運動場の設備等の改修	千早赤阪村
		テニスコート改修事業 コート及び設備等の改修	千早赤阪村
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	図書室情報システム更新事業 図書室の情報システムの更新	千早赤阪村
		副食費補助事業 全ての未就学児世帯に対して副食費を補助	千早赤阪村
		学校給食費無償化事業 小・中学校の給食費を補助	千早赤阪村
		給食調理業務等委託事業 学校給食の調理委託等	千早赤阪村
		スクールバス運行事業 小学校、中学校へのスクールバスの運行委託	千早赤阪村
		英語指導助手配置事業 小・中学校へのALTの配置	千早赤阪村
		体験型英語教育事業 小・中学校の体験型英語教育の実施	千早赤阪村
		情報教育推進コーディネータ導入事業 専門家による具体的な指導・助言	千早赤阪村
		コンピューター整備事業 小・中学校コンピューター機器や周辺設備の更新	千早赤阪村
	(5)その他	学校教員加配事業 小・中学校への教員の配置、学校図書司書の配置	千早赤阪村

（４）公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

第 10 章 集落の整備

（１）現状と課題

① 集落の整備

集落は、地域社会の基本単位であり、日常生活や生産活動、コミュニティ活動を営む上で重要な機能を有している。

本村の自治組織は、13 地区・自治会あり、それぞれの地区に集会施設が整備され、地域活動が行われている。世帯数は、核家族化等の影響により大半の集落で横ばい傾向にあるが、人口は減少している。

集落の抱える課題としては、少子高齢化が進展し、若年層の地域離れに拍車がかかり、集落が持つ公益的機能の低下が懸念されるほか、老朽空き家が放置されることにより、集落環境を悪化させ、住環境や景観を損なうなどの影響が問題となっている。

また、安心して暮らすことができるむらづくりを推進するため、犯罪の未然防止対策が必要となっている。

（２）その対策

① 集落の整備

各集落の公益的機能や地域コミュニティ維持のため、村民との情報共有を進めるとともに、区長会や単位地区等の自治組織と連携を図り、各種支援制度等の充実に努め、地域活動を積極的に支援する。

田舎のもつ豊かな自然や文化遺産、伝統芸能を活かした地域間交流を推進し、関係人口の増加による地域の活性化を推進する。

老朽空き家については、解体・除却を推進する。

また、犯罪等を未然に防止し、村民が安心して暮らすことができるむらづくりを推進するため、防犯カメラ等を維持管理し、防犯対策の強化を図る。

目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
③⑦ 防犯カメラ設置台数	13 台	11 台	基準値の維持 (目標値を下回らない)
③⑧ 危険廃屋の解体撤去 (年間)	0 戸	2 戸	基準値から増

（３）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	地区活動応援補助金事業 地区の活動や地域課題の解決などについて、地区 が主体的に取り組む事業を支援する補助	千早赤阪村
		地区補助金事業 地区・自治会活動に対する補助等	千早赤阪村
		危険家屋解体撤去事業 危険な家屋の取り壊し、撤去、処分にかかる経費 の一部を補助	千早赤阪村
	(3) その他	防犯カメラ設置事業 防犯カメラの維持管理	千早赤阪村

（４）公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

第 11 章 地域文化の振興等

（１）現状と課題

① 地域文化の振興等

本村の文化や歴史を正しく理解し、次代のために保存・活用を図ることは、郷土愛と誇りを養うために重要なことである。

本村には、国指定重要文化財である建水分神社本殿（三殿）や三つの国指定史跡（赤阪城跡、楠木城跡、千早城跡）をはじめ多くの文化財があり、貴重な遺産を後世へ受け継いでいくことが求められる。

また、郷土文化として、建水分神社秋祭りや中津神社獅子舞等があり、地域で郷土文化の保存に取り組んでいるが、少子化や伝承者の高齢化、郷土に対する意識の希薄から、継承が困難な状況になってきている。

芸術・文化活動では、住民が中心となり、文化展等特色ある活動を展開しているが、少子高齢化や若年層の人口流出に伴い、活動も縮小傾向にある。

（２）その対策

① 地域文化の振興等

本村には、南北朝時代に活躍した武将・楠木正成に関する史跡等が多数存在しており、これらを本村の歴史遺産として村民への理解を高めるとともに、重要な文化財として保存・活用を図る。

さらに、地域資源として他の分野との連携により地域振興に結びつけ、本村の地域文化を内外に情報発信するとともに、豊富な知識と経験を持つ高齢者等の参加を促しながら、様々な地域文化を積極的に推進する。

文化活動については、生涯を通じてライフステージに応じた文化に親しみ、少しでも多くの文化、芸術に触れる機会の提供に努めるとともに、村民が自主的に文化、芸術活動に関わる機会が得られるよう、育成、支援を行う。

目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
㊟郷土資料館の来館者数(年間)	2,976 人	3,100 人	基準値から増

（３）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設 等 地域文化振興施設	史跡整備事業 老朽化した史跡の改修	千早赤阪村
		郷土資料館整備事業 郷土資料館の設備等の改修	千早赤阪村
		重要文化財修繕等事業	千早赤阪村
		建水分神社本殿等の修繕事業	民間事業者
	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業	郷土資料館収蔵品管理事業 収蔵品整理及び台帳の作成	千早赤阪村

（４）公共施設等総合管理計画との整合

「地域文化の振興等」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

第 12 章 再生可能エネルギーの利用の推進

（１）現状と課題

① 自然エネルギーの活用

本村では、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」により、庁内の事務・事業に対し温室効果ガスの排出削減目標を設定し、温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいるが、太陽光発電の新設や、施設設備等の更新により地球温暖化等の環境問題に取り組む必要がある。

（２）その対策

① 自然エネルギーの活用

内全ての事務・事業を対象に省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化等を推進し、温室効果ガスの排出量削減に取り組む。

また、太陽光、水力、バイオマス等の自然界に存在し、永続的に利用できる再生可能エネルギーの利用を大阪府と連携して村民や事業者等に啓発を行う。

目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
④⑩ 庁内事務事業に伴う温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量	342.00t-CO ₂	248.65t-CO ₂	基準値から減

（３）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(3) その他	再生可能エネルギー啓発事業 広報周知による啓発活動等 公用自動車等の脱炭素化	千早赤阪村

（４）公共施設等総合管理計画との整合

「再生可能エネルギーの利用の促進」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

（１）現状と課題

① 効率的な行財政運営

本村では、住民自治に基づくむらづくりを行うとともに、近隣自治体との広域連携により、村民サービスの維持向上に努めている。

今後さらに地方分権が進む中、地域と行政が連携（協働）したむらづくりを推進するとともに、さらなる行政の広域化を積極的に推進する必要がある。

② 村民との協働によるむらづくりの推進

本村では、旧過疎法による過疎対策等によって生活基盤である公共施設等の整備を進めたとともに、地域おこし協力隊員の導入等あらたな試みによって地域活性化の促進等に取り組んできた。しかしながら、これまでの取組は行政主導により推進されてきた感が否めない。

本来、むらづくりは、地域住民が主体となって取り組むことが基本であり、住民参加をむらづくりの根底に据え、村民・地域団体・事業者・行政がそれぞれの役割を分担しつつ、互いに協力し合い行動を起こし、新たな価値を創造していく「協働」によるむらづくりを推進する必要がある。

（２）その対策

① 効率的な行財政運営

限られた行政資源をより効率的・効果的に配分するため、行政評価制度のさらなる活用や村民サービスの維持向上に配慮しつつ、民間と行政の適切な役割分担のもと民間委託や指定管理者制度等の民間活用を積極的に推進する。

広域（行政）連携については、さらに近隣自治体との連携を強化し、事務の共同処理や施設の共同利用・政策連携を積極的に図る等、効果的・効率的な広域（行政）連携を推進する。

また、産業、文化、福祉、交通等幅広い分野の連携を進め、行政と民間事業者、村民と民間事業者等多様な主体の協働により地域の持続的発展を図る。

② 村民との協働によるむらづくりの推進

村民・地域団体・事業者・行政との役割分担を明確にし、地域や事業者等ができることは地域や事業者等での対応を進め、活力と特色のある自主的な地域づくりの推進活動を支援する。

また、各種計画の策定に係る村民参加、ホームページや広報によるわかりやすい情報提供等開かれた行政を推進する。

目 標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
④ タウンミーティング数	0 件	8 件	基準値から増

（３）事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		南河内広域連携事業 南河内 6 市町村による広域連携	千早赤阪村 近隣自治体
		開かれたむらづくり 住民参画によるむらづくりの促進	千早赤阪村

（４）公共施設等総合管理計画との整合

「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」区分における公共施設等の整備や維持・管理については、各施設の現況及び利用状況等を十分に踏まえ、公共施設等総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

（３）事業計画「過疎地域持続的発展特別事業」の効果

※令和6年4月1日付けで告示された「令和6年度地方債同意等基準」において、過疎地域持続的発展特別事業の対象外経費として「地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費」が明記されていることを踏まえ、当該一覧表の備考欄に、当該施策の効果が将来に及ぶことを記載する必要であるが、記載スペースが無いため以下のとおり集約する。

持続的発展 施策区分	事業内容 (過疎地域持続的発展特別事業)	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	① 移住・定住の促進	住宅取得費用助成、民間事業者と連携した空き家対策、空き家改修費用補助等の環境整備を推進し、子育て世帯のU I J ターンや定住を図る。
	② 地域間交流の促進	ふるさと応援寄附金事業や、SNSを活用した情報の発信等により、新たなにぎわいを創出し、地域間交流の機会の増加を図る。
	③ 人材育成	地域の活性化への取組に向けた、人材の育成や外部人材の確保し、地域間交流や地域活動の担い手の確保を図る。
2 産業の振興	① 農業の振興	営農指導体制の強化、耕作放棄地の把握、多様な支援、基盤整備に取り組む、新たな農業従事者や企業の参入を促進、農地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・保全管理を図る。
	② 林業の振興	森林資源を効率的かつ低コストで活用するため、林道や作業道の整備、間伐、ブランド化の促進、販売戦略の展開、他自治体や関係団体と連携し、効率的な流通システムや低コスト化をめざした基盤整備を図る。
	④ 商業の振興	消費者の動向を踏まえ、地域の特色のある新たな商品の開発・販売、地域に密着した小規模店舗の誘致や村民が身近に買い物ができる消費者ニーズに対応した体制整備を図る。
	⑤ 観光の振興	個性化・多様化する観光ニーズの変化に対応していくため、点在する地域資源を連携させ、特色ある観光ルート等、観光振興を図る。
3 地域における情報化		魅力的なホームページの作成、新たな媒体の活用、電子申請や業務システムの構築を進め、利便性が向上するサービス提供、業務の効率化を図る。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	③ 公共交通の維持・確保	バス運行の便数や路線維持、日常的な移動のための地域公共交通の確保に努めるとともに、キャッシュレス決済の導入等、利用者の利便性を向上させ、公共交通の利用促進を図る。

千早赤阪村過疎地域持続的発展計画（後期計画）

5 生活環境の整備	① 上・下水道施設の整備	安全で安定的な水道水の供給を図るとともに、下水道施設の整備及び適正な維持管理により、生活環境の向上及び良好な水質保全を図る。
	② 環境負荷の軽減	村民・地域団体・事業者・行政が一体となって、再資源化、不法投棄防止パトロール等により環境保全に努め、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を図る。
	③ 防災・消防対策の推進	既存家屋の除却や移転・補強、住宅耐震補助制度による安心、安全な暮らしを確保、自主防災組織の育成、避難所等の維持管理、災害時の備蓄品や資機材の確保等を推進し、災害に強いむらづくりを図る。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	④ 保健衛生の充実	総合的な保健事業の充実を図り、生活習慣病の予防と要介護者等の増加抑制に努め、乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた健康づくりの支援を図る。
7 医療の確保		少子化や高齢化が進展する中での保健、福祉、医療機関との連携、村内の診療機関と広域圏等での高度医療との広域ネットワークの形成し、村安心して速やかに適切な医療が受けられる体制整備を図る。
8 教育の振興	① 生涯学習の充実	村民が生涯にわたって学習できる環境づくりを行うため、図書室の充実はもとより、村民の文化活動の育成、スポーツ施設の有効活用による生涯スポーツの振興、健康づくりや生きがいがづくり等の村民生活支援を図る。
	② 教育の振興	少人数であることのメリットを最大に活かす教育を進めるため、個性や能力、学校の実態に応じた、きめ細かな指導を行うことができる学習環境を整え、本村の将来を担う子どもたちの教育環境の整備を図る。
9 集落の整備		各集落の公益的機能や地域コミュニティ維持のため、支えあいの仕組みを基軸とした地域づくりとあわせて、集落間の連携も含めた地域づくりに取り組み、地域の実情に即した集落支援や整備、機能の強化を図る。
10 地域文化の振興等		伝統文化や歴史に触れることができる文化施設の充実し、他自治体との交流や民間交流等、交流活動が容易となる環境づくりに努める。

千早赤阪村過疎地域持続的発展計画 (後期計画)

令和8年4月 日策定

〒585－8501

大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

千早赤阪村総務部総務政策課

TEL : 0721－72－0081(代)

FAX : 0721－72－1880